

# 住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

## 令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

三田市から確認書を送付します。  
(要返送)

（令和4年6月1日時点で三田市に住民登録があり、対象の可能性のある世帯には確認書を送付します。）

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期限：令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

【申請書配布場所】三田市役所暮らしの安心課  
※三田市ホームページにも掲載しています。



詳しくは裏面「II」へ

# 給付金の申請手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 基準日(令和4年6月1日)時点で三田市に住民登録があり、対象の可能性のある世帯には給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、返信用封筒で返送してください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書及び簡易な収入(所得)見込額の申立書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、三田市(申請時点で三田市にお住まいの場合)にご提出ください。



※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(給与収入の場合の目安)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,683,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,099,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,499,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円



令和3年度の住民税非課税世帯又は家計急変世帯に対する給付を受けられた世帯に再度支給されるものではありません。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)

三田市役所 暮らしの安心課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

**0120-333-510**

受付時間 平日9:00~17:30